

議案第9号

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成25年6月10日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成18年橋本市条例第204号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		占用物件		占用料	
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
略	看板(アーチ 略 令(昭和27 年政令第47 9号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件 施設である ものを除 く。)	略	略	略	看板(アーチ 略 令(昭和27 年政令第47 9号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件 施設である ものを除 く。)	略	略
略	標識	略	略	略	標識	略	略
略	旗ざお	略	略	略	旗ざお	略	略
略	「令」とい う。)第7条幕(令第7条 第4号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く。)	その面積1平方メ ートルににつき1日 44円	略	略	幕(令第7条 第2号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く。)	その面積1平方メ ートルににつき1日 44円	略
略	アーチ	略	略	略	アーチ	略	略
令第7条2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ ートルにつき1年 1,000円					
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メ ートルにつき1月 440円		令第7条第2号に掲げる工事用施設及び 同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メ ートルにつき1月 440円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1月 140円		令第7条第4号に掲げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1月 140円	
令第7条第8号に掲げる施設並び に同条第9号に掲げるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年 その都度市 長が認める 額		令第7条第6号に掲げる施設並び に同条第7号に掲げるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年 その都度市 長が認める 額	

号に掲げる施設及び自動車駐車場	長が認める額	号に掲げる施設及び自動車駐車場	長が認める額
令第7条第10号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	その都度市長が認める額	令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	その都度市長が認める額
上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面上に設けるもの	その都度市長が認める額	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面上に設けるもの	その都度市長が認める額
その他のもの	その都度市長が認める額	その他のもの	その都度市長が認める額
備考 1~7 路	備考 1~7 路	備考 1~7 路	備考 1~7 路

附 則

この条例は、公布の日から施行する。